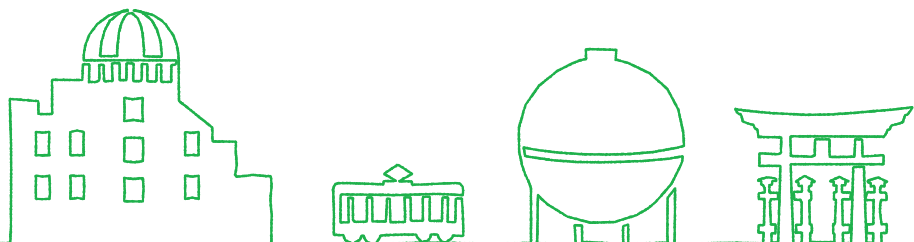


# 第166回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時〔受付開始／午前9時15分〕



場所

広島市中区南竹屋町1番30号  
当社ガストピアセンター 6階会議場



議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 目次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 第166回定時株主総会招集ご通知 ..... | 1 |
| 株主総会参考書類 .....         | 5 |

## 添付書類

|              |    |
|--------------|----|
| 事業報告 .....   | 15 |
| 連結計算書類 ..... | 35 |
| 計算書類 .....   | 37 |
| 監査報告 .....   | 39 |

**本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の予防のため、運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置などの措置を講じておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席される株主さまにおかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 感染リスクを避けるため、本年は書面・インターネット等による事前の議決権行使もご活用くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

**広島ガス株式会社**  
代表取締役社長 松藤 研介

第166回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、当社第166回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。  
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、**2020年6月23日（火曜日）午後5時30分**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2020年6月24日（水曜日）午前10時〔受付開始／午前9時15分〕
2. 場 所

広島市中区南竹屋町1番30号  
**当社ガストピアセンター 6階会議場**  
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 目的事項

|      |                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報告事項 | 1. 第166期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の第166期連結計算書類監査結果報告の件                         |
| 決議事項 | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役11名選任の件<br>第3号議案 監査役1名選任の件<br>第4号議案 補欠監査役1名選任の件<br>第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hiroshima-gas.co.jp/>）に掲載しておりますのでご覧くださいようお願い申し上げます。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の各書類であります。
- 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内



## 株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「第166回定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

**日 時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時 [受付開始／午前9時15分]



## 書面による議決権行使の場合

後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで



## インターネット等による議決権行使の場合

3ページに記載の＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞をご参照のうえ、以下の行使期限までに議決権をご行使ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

以 上

## ＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

### 5. 機関投資家の皆さまへ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

公告の周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                   | 変 更 案                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公告の方法)<br>第5条 当社の公告は、日本経済新聞および広島市で発行される中国新聞に掲載する方法により行う。 | (公告の方法)<br>第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故</u><br><u>その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を</u><br><u>することができない場合は、</u> 日本経済新聞および広島市で<br>発行される中国新聞に掲載する方法により行う。 |

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 当社における現在の地位および担当                       | 参照ページ   |
|-------|------------------------|----------------------------------------|---------|
| 1     | たむら こうぞう<br>田村 興造      | 代表取締役会長<br>再任                          | ≫ 7ページ  |
| 2     | まつ ふじけん すけ<br>松 藤 研 介  | 代表取締役社長 社長執行役員<br>(エネルギー事業部担当)<br>再任   | ≫ 7ページ  |
| 3     | たに むら たけし<br>谷 村 武 志   | 取締役 常務執行役員<br>(導管事業部長、技術研究所担当)<br>再任   | ≫ 7ページ  |
| 4     | なか がわ とも ひこ<br>中 川 智 彦 | 取締役 常務執行役員<br>(経営企画部長、秘書部・人事部担当)<br>再任 | ≫ 8ページ  |
| 5     | お ばら けん たろう<br>小 原 健太郎 | 取締役 常務執行役員<br>(エネルギー事業部長)<br>再任        | ≫ 8ページ  |
| 6     | た むら かず のり<br>田 村 和 典  | 取締役 常務執行役員<br>(生産事業部長、資材部・原料部担当)<br>再任 | ≫ 8ページ  |
| 7     | やま と ひろ あき<br>大 和 弘 明  | 取締役 執行役員<br>(経理部長、総務部・IT推進部担当)<br>再任   | ≫ 9ページ  |
| 8     | むく だ まさ お<br>棕 田 昌 夫   | 社外取締役<br>再任 社外 独立                      | ≫ 9ページ  |
| 9     | せ がわ ひろし<br>畝 川 寛      | 社外取締役<br>再任 社外 独立                      | ≫ 9ページ  |
| 10    | いけ だ こう じ<br>池 田 晃 治   | 社外取締役<br>再任 社外 独立                      | ≫ 10ページ |
| 11    | まつ ざか ひで たか<br>松 坂 英 孝 | 新任 社外 独立                               | ≫ 10ページ |

候補者番号

1

た む ら こ う ぞ う  
田 村 興 造

(1951年6月22日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数  
75,700株

≫ 取締役候補者とした理由

田村興造氏は、主に企画、原料関連業務に従事し、2010年4月から2017年6月までの約7年間代表取締役社長 社長執行役員、2017年6月から代表取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社  
2002年 6月 同 原料部長  
2005年 6月 同 執行役員 原料部長  
2009年 6月 同 取締役 執行役員(経営統括本部 経営企画部長、秘書部・廿日市工場・備後工場・関係会社担当)  
2010年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員(エネルギー事業部担当)  
2017年 6月 同 代表取締役会長  
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島電鉄(株) 社外取締役  
広島経済同友会 代表幹事

候補者番号

2

まつ ふ じ け ん す け  
松 藤 研 介

(1959年11月27日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数  
43,100株

≫ 取締役候補者とした理由

松藤研介氏は、主に営業関連業務に従事し、2017年6月から代表取締役に就任するとともに、業務執行の最高責任者である社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社  
2007年 6月 同 秘書部長  
2010年 6月 同 経営統括本部 広報環境部長  
2011年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー営業部長  
2013年 6月 同 取締役 執行役員(経営統括本部 経理部長、秘書部担当、経営統括本部 原料部担当)  
2015年 6月 同 取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長)  
2017年 6月 同 代表取締役社長 社長執行役員(エネルギー事業部担当)  
(現在に至る)

候補者番号

3

た に む ら た け し  
谷 村 武 志

(1961年11月7日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数  
15,000株

≫ 取締役候補者とした理由

谷村武志氏は、主に供給、製造関連業務に従事し、2012年から執行役員として廿日市工場長、経理部長、経営企画部長を務め、現在は取締役常務執行役員として導管事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社  
2009年 4月 同 導管事業部 供給設備部長  
2011年 6月 同 廿日市工場長  
2012年 6月 同 執行役員 廿日市工場長  
2015年 6月 同 取締役 執行役員(経営統括本部 経理部長、秘書部担当、経営統括本部 原料部担当)  
2016年 4月 同 取締役 執行役員(経理部長、総務部・人事部・原料部担当)  
2017年 6月 同 取締役 常務執行役員(経営企画部長、秘書部・関係会社担当)  
2019年 4月 同 取締役 常務執行役員(導管事業部長、技術研究所担当)  
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

瀬戸内パイプライン(株) 代表取締役社長  
海田バイオマスパワー(株) 代表取締役社長

候補者番号

4

なか がわ とも ひこ  
中川 智彦

(1963年3月23日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数  
12,600株

≫ 取締役候補者とした理由

中川智彦氏は、主に供給、原料関連業務に従事し、2013年から執行役員として原料部長、生産事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として経営企画部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社  
2009年 4月 同 経営統括本部 資材部長  
2013年 6月 同 執行役員 経営統括本部 原料部長  
2016年 4月 同 執行役員 原料部長  
2016年 6月 同 取締役 執行役員(生産事業部長、資材部・原料部担当)  
2019年 4月 同 取締役 常務執行役員(経営企画部長、秘書部・人事部担当)  
(現在に至る)

候補者番号

5

お ば ら けん た ろ う  
小原 健太郎

(1962年7月30日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数  
36,600株

≫ 取締役候補者とした理由

小原健太郎氏は、主に営業、総務、経営企画関連業務に従事し、2013年から執行役員として家庭用エネルギー営業部長を務め、現在は取締役常務執行役員としてエネルギー事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
2010年 6月 同 経営統括本部 経営企画部 経営企画室長  
2011年 6月 同 経営統括本部 広報環境部長  
2013年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー営業部長  
2017年 6月 同 取締役 執行役員(エネルギー事業部長)  
2020年 4月 同 取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長)  
(現在に至る)

候補者番号

6

た む ら かず の り  
田村 和典

(1962年8月12日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数  
12,700株

≫ 取締役候補者とした理由

田村和典氏は、主に供給、経営企画、営業計画関連業務に従事し、2014年から執行役員として呉支店長、供給設備部長、導管事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として生産事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
2010年 6月 同 エネルギー事業部 営業計画部長  
2014年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 呉支店長 兼 熊野事業所長  
2016年 4月 同 執行役員 導管事業部 供給設備部長  
2017年 6月 同 取締役 執行役員(導管事業部長、技術研究所担当)  
2019年 4月 同 取締役 執行役員(生産事業部長、資材部・原料部担当)  
2019年10月 同 取締役 執行役員(生産事業部長 兼 エンジニアリング部長、資材部・原料部担当)  
2020年 4月 同 取締役 常務執行役員(生産事業部長、資材部・原料部担当)  
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman

候補者番号

7

やま と ひろ あき

大和 弘明

(1963年5月6日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数

4,200株

≫ 取締役候補者とした理由

大和弘明氏は、金融機関において金融関連業務に長く従事し、当社入社後は2016年から執行役員として経営企画部 経営調査担当部長を務め、現在は取締役執行役員として経理部長を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行) 入行  
2015年 7月 当社入社 経営企画部 企画専門職  
2016年 4月 同 執行役員 経営企画部 経営調査担当部長  
2017年 4月 同 執行役員 経理部長  
2019年 6月 同 取締役 執行役員(経理部長、総務部・IT推進部担当)  
(現在に至る)

候補者番号

8

むく だ まさ お

棕田 昌夫

(1946年11月24日生)

再 任

社 外

独 立

■ 所有する当社の株式の数

0株

≫ 社外取締役候補者とした理由

棕田昌夫氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年 3月 広島電鉄㈱入社  
2013年 1月 同 代表取締役社長  
(現在に至る)  
2013年 6月 当社取締役  
(現在に至る)

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって7年

候補者番号

9

せ がわ ひろし

畝 川 寛

(1955年3月6日生)

再 任

社 外

独 立

■ 所有する当社の株式の数

0株

≫ 社外取締役候補者とした理由

畝川 寛氏は、当社と同じエネルギー事業に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月 中国電力㈱入社  
2014年 6月 同 常務取締役  
2016年 6月 同 取締役 監査等委員  
(現在に至る)  
2016年 6月 当社取締役  
(現在に至る)

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって4年

候補者番号

10

いけ だ こう じ  
池田 晃治

(1953年9月3日生)

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株

≫ 社外取締役候補者とした理由

池田晃治氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 (株)広島銀行入行  
2012年 6月 同 代表取締役頭取  
2018年 6月 同 代表取締役会長  
(現在に至る)  
2019年 6月 当社取締役  
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島商工会議所 会頭

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって1年

候補者番号

11

まつ ざか ひで たか  
松坂 英孝

(1958年2月22日生)

新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株

≫ 社外取締役候補者とした理由

松坂英孝氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、今回、取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月 大阪瓦斯(株)入社  
2015年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員  
2019年 4月 同 取締役  
2019年 6月 同 顧問  
(現在に至る)

(注) 1. 当社は、広島経済同友会に対して会費等の支払いを行っております。

当社は、瀬戸内パイプライン(株)とガスの加工について業務の委託関係にあり、また、同社に対して資金の貸付および債務保証を行っております。

当社は、海田バイオマスパワー(株)に対して債務保証を行っております。

当社は、MAPLE LNG TRANSPORT INC.に対して債務保証を行っております。

当社は、広島電鉄(株)に圧縮天然ガスの販売を行っております。

当社は、(株)広島銀行との間に銀行取引があります。

当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。

2. 棕田昌夫、畝川 寛、池田晃治および松坂英孝の各氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 当社は、棕田昌夫、畝川 寛および池田晃治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、松坂英孝氏が本総会で選任された場合には、同様に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社が棕田昌夫、畝川 寛および池田晃治の各氏との間で締結しております責任限定契約の概要については、事業報告27ページに記載のとおりであります。

松坂英孝氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 武井康年氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

新任

社外

独立

あき た ち か こ  
秋田 智佳子

(1966年7月30日生)

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1997年 6月 弁護士登録  
(現在に至る)

#### ■ 所有する当社の株式の数

0株

#### ≫ 社外監査役候補者とした理由

秋田智佳子氏は、監査の独立性を強化するとともに、法律の専門家としての知識、経験を当社の監査に活かすため、候補者としております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 秋田智佳子氏は、社外監査役の候補者であります。

3. 秋田智佳子氏が本総会で選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 秋田智佳子氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

2016年6月24日開催の第162回定時株主総会において、片木晴彦氏を社外監査役武井康年氏の補欠の社外監査役として選任いただきましたが、被補欠者である社外監査役武井康年氏が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて、第3号議案において社外監査役候補者である秋田智佳子氏の選任が承認された場合の補欠の社外監査役として、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

かたぎ はる ひこ  
片 木 晴 彦

(1956年8月7日生)

## 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1996年 4月 広島大学法学部教授  
2000年 4月 広島大学大学院社会科学研究科教授  
2004年 4月 同 法務研究科教授  
(現在に至る)  
2006年 6月 当社補欠監査役  
(現在に至る)

## ■ 所有する当社の株式の数

0株

## ≫ 補欠の社外監査役候補者とした理由

片木晴彦氏は、監査の独立性を強化するとともに、企業法務の専門家としての高い知見を当社の監査に活かすため、候補者としております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 片木晴彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 片木晴彦氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 片木晴彦氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案

## 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会において、年額36,000万円以内（うち社外取締役4,800万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7,200万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年230,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処

分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

## （２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## （ご参考）

本議案が承認可決されることを条件として、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定です。

以 上

# I 企業集団の現況に関する事項

## 1 事業の経過および成果

当期の日本経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直し、設備投資の増加等を背景に、緩やかな回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、内外経済の下振れリスクや国民生活への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況となりました。

エネルギー業界におきましては、ガス・電力市場の小売全面自由化に伴う事業者間競争の進展により、事業環境は一層厳しさを増しております。

このような情勢のもと、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、懸命な努力を重ねてまいりました。

当期の連結売上高につきましては、卸供給等のガス販売量の増加等により、前期に比べ0.5%増加の822億6千8百万円となりました。連結経常利益は、売上高の増加等により、前期に比べ37.7%増加の34億5千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ9.2%増加の21億5千3百万円となりました。



以下、事業別の概要についてご報告申し上げます。

## 1≫ガス事業

当期末におけるお客さま戸数は、積極的な営業活動を展開した結果、前期末に比べ1,822戸増加の414,396戸となりました。

都市ガス販売量につきましては、前期に比べ2.3%増加の5億9,622万6千㎡となりました。

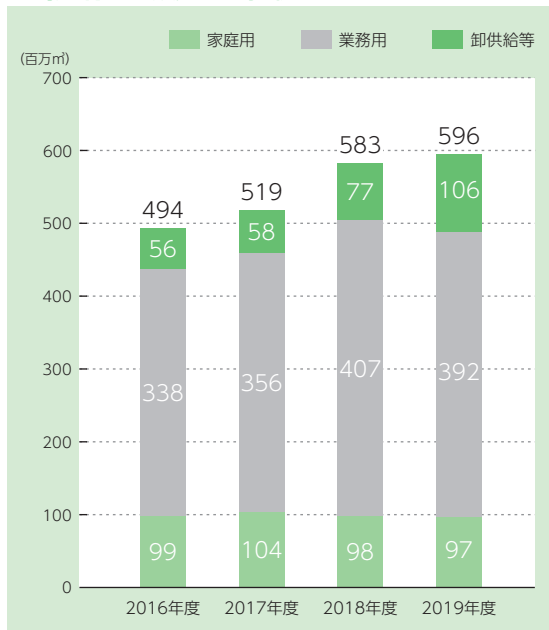
都市ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用は、冬期の水温が高めに推移したこと等により、前期に比べ1.5%減少の9,727万㎡となりました。

業務用は、大口用販売量の減少等により、前期に比べ3.6%減少の3億9,237万5千㎡となりました。

卸供給等は、卸供給先の既存需要家へのガス販売量の増加等により、前期に比べ38.1%増加の1億658万㎡となりました。

以上の結果、ガス事業の売上高につきましては、前期に比べ0.8%増加の659億4千6百万円となりました。

### ▶用途別ガス販売量の推移



## 2≫LPG事業

LPG事業につきましては、LPGガス販売単価の低下等により、売上高は前期に比べ4.9%減少の143億6千2百万円となりました。

## 3≫その他

その他の事業につきましては、建設工事の増加等により、売上高は前期に比べ13.4%増加の45億1百万円となりました。

## 2 設備投資の状況

---

当期の設備投資総額につきましては、前期に比べ8.7%減少の67億3千5百万円となりました。

主な設備投資といたしましては、経年本支管の早期入替えを推進するとともに、幹線導管網の整備・拡充を実施しており、本支管の延長数は、当期中に29km増加し、期末の総延長数は4,313kmとなりました。

## 3 資金調達の状況

---

長期借入金につきましては、前期末に比べ6億2千7百万円減少し、期末借入金残高は124億円となりました。

## 4 対処すべき課題

---

超高齢化社会の進展やAI、IoTをはじめとする技術進化の加速等により産業構造が大きく変化していくなか、当社グループを取り巻くエネルギー業界は、ガス・電力市場の小売全面自由化に伴う地域や業種を越えた新規・相互参入の動きが強まるなど、歴史的な転換点を迎えております。

このような状況のもと、当社グループは、2018年10月に「広島ガスグループ2030年ビジョン」を策定し、当社グループの将来に向けた方向性と、そこに至る道筋を示しました。

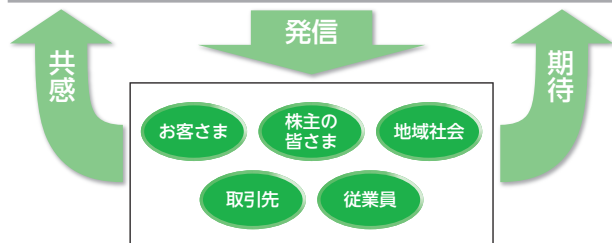
2020年度中期経営計画では、エネルギー市場自由化等の環境変化を好機と捉え、エネルギー基本計画を踏まえたグループ戦略を推進するとともに、当社グループ経営に共感していただける感動を追求・発信することで、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

## 《経営理念》地域社会から信頼される会社をめざす

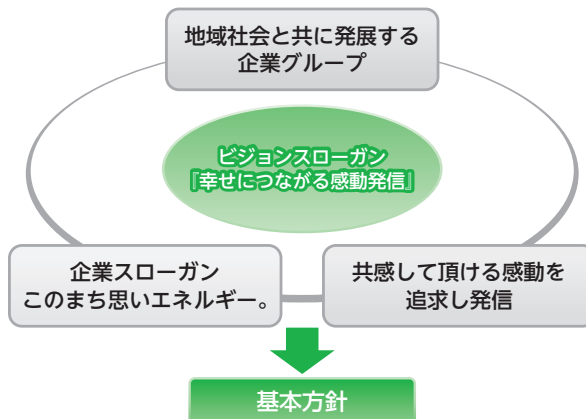
### 2030年ビジョンの方向性 (使命)

**使命** すべてのステークホルダーの  
「笑顔」と「幸せ」につながる未来を創造する

#### 広島ガスグループ2030年ビジョン



### 2030年ビジョンスローガン (スローガンに込めた3つの思い)



### 2030年ビジョン基本方針

#### 基本方針1 経営施策を通じた感動追求

- ① 経営理念に基づいた事業活動の展開
- ② 企業の社会的責任（CSR）

#### 基本方針3 安心を通じた感動追求

- ① 地域社会の皆さまが日頃から安心して生活頂ける環境整備
- ② 提供するエネルギーやサービスに対しての安心

#### 基本方針2 エネルギーサービスを通じた感動追求

- ① お客さまニーズの多様化によるサービス競争への対応
- ② エネルギーサービスの追求

#### 基本方針4 人とのつながりを通じた感動追求

- ① 広島ガスグループの強みを生かした事業展開
- ② 人材育成と従業員価値の向上

## 1》総合エネルギー事業の更なる普及拡大を通じた、省エネ・省CO<sub>2</sub>への貢献とエネルギーサービス周辺事業の強化による事業拡大を図る

当社グループは、環境性に優れたガス体エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大を通じて省エネ・省CO<sub>2</sub>およびエネルギーセキュリティの向上に貢献するとともに、エネルギーサービス周辺事業の強化・充実を図ることにより、更なる事業拡大を図ります。

家庭用市場におきましては、環境性と経済性に優れたエネファームの普及拡大を図るため、余剰電力買取サービスを活用した販売施策を推進するとともに、都市ガスとLPガスの協働営業によるグループ一体となった営業体制を構築することで、ガス販売量とお客さま件数の維持・増加を図ります。

また、賃貸集合住宅のオーナーさま向け施策の充実、お客さま訪問サービス「ふれあい巡回」の継続実施に加え、Web会員サイト、ポイントサービス、くらしサービス等を組み合わせた施策を拡充することでお客さま満足度の向上に努めます。

業務用市場におきましては、お客さまニーズを反映した料金施策・サービスを検討・実施することで、新規物件の獲得に努めるとともに、省エネ・省CO<sub>2</sub>に加え、事業継続の観点から災害時に力を発揮するコージェネレーションシステムの新規・リニューアル提案を強化することで天然ガスの普及拡大を図ります。

当社グループの発展・基盤強化に資するインフラ整備につきましては、製造設備や供給ネットワークを計画的に整備・増強するなど、天然ガスの普及拡大および供給安定性の向上に資する取組みを中長期的な視点で推進します。

原料調達につきましては、更なる低廉・安定かつ柔軟性のある調達を推進します。また、シンガポール事務所を活用し、引き続きエネルギー関連市場の情報収集・調査を行うほか、新たな海外事業展開の可能性について調査・推進します。

## 2》環境への貢献につながる事業展開と次世代エネルギーの研究を通じた、環境負荷低減に資する施策を推進する

当社グループは、再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムの普及拡大に努めるとともに、スマートコミュニティ事業やESCO（Energy Service Company）事業へ参画するなど、エネルギーの効率的な利用を推進していくことにより、環境負荷低減を推進します。

### 3》デジタル技術の活用による高付加価値の創造を図ることによって、新たな価値創造と業務効率化を推進する

当社グループは、先進技術を活用したサービスや高機能ガスメーター等の普及を通じて、魅力ある街づくりに貢献するとともに、高付加価値の創造とお客さまサービスの充実を図ります。

また、ＩＣＴやスマートデバイスを活用し、業務効率化、生産性およびお客さま対応品質の向上を図ることで、競争力あるエネルギーサービスの提供を推進します。

### 4》グループ組織力の強化につながる創造性豊かな人材の育成と活用により、グループ総合力の向上を図る

当社グループは、多様で柔軟な働き方が実現できる環境の整備や、やりがいや働きがいを持てる魅力ある職場作りに努めるなど、生産性の向上とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革を推進し、お客さまの期待を上回るサービスの提供に向けた創造性豊かな人材を育成することでグループ総合力の向上に努めます。

また、地域のエネルギー供給を担う企業グループとして、グループ全体での要員管理や人材交流の推進による機動的な要員配置、リスク管理および連携強化を図るとともに、グループ全体におけるコンプライアンス意識の徹底とリスクマネジメント活動への取組みにより、公正で透明性ある事業活動の推進に努めます。

### 5》安心安全の更なる追求により、エネルギーセキュリティの向上を図る

当社グループは、お客さまの安心安全を向上させるための取組みとして、地震や津波、近年多発する豪雨等の災害発生時に備え、警戒レベルに応じた社内体制を整備するとともに、新型コロナウイルス等の感染症拡大に備えた在宅勤務体制および社内執務体制の整備や備蓄品の拡充等を実施し、事業継続力の強化に取り組みます。

また、広域保安体制の拡充、経年導管の取替え促進および保安周知の強化を図ることで保安レベルの向上に努めます。さらには、供給安定性の向上に資するインフラ整備の実施やＬＰガス事業における物流体制の強化等、安心安全の更なる追求により、エネルギーセキュリティの向上を図ります。

## 6》社会貢献活動の推進を通じ、地域社会と共に発展する企業グループをめざす

当社グループは、環境負荷低減に資する取組みや地域社会と連携した環境啓発活動など、環境基本理念および環境行動指針に則った環境保全活動を推進することで、地域社会と共に発展する企業グループをめざします。

また、地域に根差した企業グループとして、「ひと思い活動（次世代教育・スポーツ振興等）」、「くらし思い活動（まちづくり・芸術文化の発展および地域価値向上等）」、「環境思い活動（CO<sub>2</sub>排出削減・省エネ等）」に取り組むなど、地域の活性化・発展に貢献する活動を推進します。

## 7》グループ経営基盤の強化を図り、強靱な企業グループの構築と持続的な発展をめざす

当社グループは、グループ経営基盤の強化を図り、持続的な発展をめざすため、グループ機能の再構築を図るとともに、収益力および資本効率の向上に資する事業ポートフォリオの見直しや経営資源の効率的かつ効果的な活用に向けた取組みを推進します。2019年4月には、経営企画部内に新規事業戦略室を新設し、地域新電力事業や海外ガス火力発電事業への出資参画について検討・実施するなど、新たな収益確保に向けた事業展開を推進することにより、持続的な発展をめざします。

## 8》地域社会からの信頼につながる経営を推進する

当社グループは、グループ経営管理やコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを継続的に実施するとともに、IR活動も含めた適時・適切な情報開示や内部統制への取組み等を通じて、地域社会からの信頼につながる経営を推進します。

このような事業展開を通じて、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、全力を挙げて取り組んでまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 5 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第163期<br>(2016年度) | 第164期<br>(2017年度) | 第165期<br>(2018年度) | 第166期 (当期)<br>(2019年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 売上高                 | 70,002百万円         | 73,717百万円         | 81,842百万円         | 82,268百万円              |
| 経常利益                | 4,310百万円          | 3,506百万円          | 2,509百万円          | 3,454百万円               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 5,560百万円          | 2,499百万円          | 1,971百万円          | 2,153百万円               |
| 1株当たり当期純利益          | 82.02円            | 36.80円            | 29.14円            | 31.76円                 |
| 総資産                 | 102,363百万円        | 102,656百万円        | 104,935百万円        | 107,139百万円             |
| 純資産                 | 48,345百万円         | 50,960百万円         | 50,712百万円         | 52,136百万円              |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第165期(2018年度)の期首から適用しており、第164期(2017年度)の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## 6 重要な子会社の状況

| 会社名              | 資本金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                           |
|------------------|--------|---------|-----------------------------------|
| 広島ガスプロパン株式会社     | 300百万円 | 100.00% | L P ガスの販売                         |
| 広島ガステクノ・サービス株式会社 | 80百万円  | 100.00% | ガス設備工事の施工、保安点検業務                  |
| 広島ガスメイト株式会社      | 20百万円  | 100.00% | 検針、ガス料金の回収管理                      |
| 広島ガスライフ株式会社      | 15百万円  | 100.00% | ガスの開栓・閉栓、ガス料金の収受、<br>ガス関連機器の販売・修理 |

(注) 上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は15社であります。

## 7 主要な事業内容

| 事業区分    | 主要な事業内容                          |
|---------|----------------------------------|
| ガス事業    | 都市ガスの製造・供給および販売、ガス機器の販売、ガス設備工事   |
| L P G事業 | L P ガスの販売、L P ガス機器の販売、L P ガス設備工事 |
| その他     | 建設事業等                            |

## 8 主要な営業所および工場

### (1) 当社

| 名 称  | 所在地   | 名 称   | 所在地       | 名 称  | 所在地 |
|------|-------|-------|-----------|------|-----|
| 本社   | 広島市南区 | 可部基地  | 広島市安佐北区   | 備後工場 | 三原市 |
| 呉支店  | 呉市    | 熊野基地  | 広島県安芸郡熊野町 |      |     |
| 尾道支店 | 尾道市   | 廿日市工場 | 廿日市市      |      |     |

### (2) 重要な子会社

| 名 称              | 本社所在地     | 名 称         | 本社所在地 |
|------------------|-----------|-------------|-------|
| 広島ガスプロパン株式会社     | 広島県安芸郡海田町 | 広島ガスメイト株式会社 | 広島市南区 |
| 広島ガステクノ・サービス株式会社 | 広島市南区     | 広島ガスライフ株式会社 | 広島市南区 |

## 9 従業員の状況

| 事 業     | 従業員数   | 前期末比増減 |
|---------|--------|--------|
| ガス事業    | 1,132名 | －6名    |
| L P G事業 | 392名   | ＋3名    |
| その他     | 90名    | －5名    |
| 合計      | 1,614名 | －8名    |

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 10 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高    |
|--------------|----------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 3,707百万円 |
| 株式会社広島銀行     | 2,371百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 200百万円   |

## Ⅱ 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 240,000,000株

2 発行済株式の総数 67,998,590株

3 株主数 8,309名

### 4 大株主

| 株主名                     | 当社への出資状況 |        |
|-------------------------|----------|--------|
|                         | 持株数      | 持株比率   |
| 岩谷産業株式会社                | 7,607千株  | 11.18% |
| 明治安田生命保険相互会社            | 3,855千株  | 5.66%  |
| 株式会社広島銀行                | 2,840千株  | 4.17%  |
| 日本生命保険相互会社              | 2,376千株  | 3.49%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,994千株  | 2.93%  |
| 広島電鉄株式会社                | 1,860千株  | 2.73%  |
| 第一生命保険株式会社              | 1,780千株  | 2.61%  |
| 西部瓦斯株式会社                | 1,420千株  | 2.08%  |
| 千田興業株式会社                | 1,381千株  | 2.03%  |
| 広島ガス自社株投資会              | 1,250千株  | 1.83%  |

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,505株）を控除して計算しております。

2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,430千株（持株比率3.57%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・広島銀行口）」ですが、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保しております）。

# III 会社役員に関する事項

## 1 取締役および監査役の氏名等

| 氏 名     | 地位および担当                               | 重要な兼職の状況                                   |
|---------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 田 村 興 造 | 代表取締役会長                               | 広島電鉄㈱社外取締役<br>広島経済同友会代表幹事                  |
| 松 藤 研 介 | 代表取締役社長 社長執行役員（エネルギー事業部担当）            |                                            |
| 谷 村 武 志 | 取締役 常務執行役員（導管事業部長、技術研究所担当）            | 瀬戸内パイプライン㈱代表取締役社長<br>海田バイオマスパワー㈱代表取締役社長    |
| 中 川 智 彦 | 取締役 常務執行役員（経営企画部長、秘書部・人事部担当）          |                                            |
| 小 原 健太郎 | 取締役 執行役員（エネルギー事業部長）                   |                                            |
| 田 村 和 典 | 取締役 執行役員（生産事業部長兼エンジニアリング部長、資材部・原料部担当） | MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman |
| 大 和 弘 明 | 取締役 執行役員（経理部長、総務部・IT推進部担当）            |                                            |
| 棕 田 昌 夫 | 取締役                                   | 広島電鉄㈱代表取締役社長                               |
| 北 前 雅 人 | 取締役                                   | 大阪瓦斯㈱顧問                                    |
| 畝 川 寛   | 取締役                                   | 中国電力㈱取締役 監査等委員                             |
| 池 田 晃 治 | 取締役                                   | ㈱広島銀行代表取締役会長<br>広島商工会議所会頭                  |
| 高 崎 知 晃 | 常勤監査役                                 |                                            |
| 沖 本 憲 一 | 常勤監査役                                 |                                            |
| 武 井 康 年 | 監査役                                   | 弁護士、㈱広島銀行社外監査役                             |
| 酒 見 俊 夫 | 監査役                                   | 西部瓦斯㈱代表取締役会長                               |

- (注) 1. 当社は、広島電鉄㈱に圧縮天然ガスの販売を行っております。  
2. 当社は、㈱広島銀行との間に銀行取引があります。  
3. 当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。  
4. 2019年6月25日定時株主総会決議による新任取締役  
取締役 大和弘明  
取締役 池田晃治  
5. 2019年6月25日定時株主総会終結時の退任取締役  
取締役 蓼原泰蔵  
取締役 角廣 勲  
6. 2019年6月25日定時株主総会決議による新任監査役  
監査役 酒見俊夫  
7. 2019年6月25日定時株主総会終結時をもって辞任した監査役  
監査役 田中優次  
8. 取締役 棕田昌夫氏、北前雅人氏、畝川 寛氏および池田晃治氏は、社外取締役であります。  
9. 監査役 武井康年氏および酒見俊夫氏は、社外監査役であります。  
10. 2020年4月1日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名     | 変更後の地位および担当                      | 変更前の地位および担当                                     |
|---------|----------------------------------|-------------------------------------------------|
| 小 原 健太郎 | 取締役 常務執行役員<br>(エネルギー事業部長)        | 取締役 執行役員<br>(エネルギー事業部長)                         |
| 田 村 和 典 | 取締役 常務執行役員<br>(生産事業部長、資材部・原料部担当) | 取締役 執行役員<br>(生産事業部長 兼 エンジニアリング部長、<br>資材部・原料部担当) |

11. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）

上記取締役兼務執行役員6名を除く執行役員は、次のとおりであります。

| 氏名   | 地位     | 担当                         |
|------|--------|----------------------------|
| 久保賢司 | 常務執行役員 | 広島ガスライフ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 |
| 西亀信宏 | 常務執行役員 | 生産事業部 廿日市工場長               |
| 沖田康孝 | 執行役員   | エネルギー事業部 副事業部長、営業計画部長      |
| 協田康孝 | 執行役員   | 導管事業部 供給保安部長 兼 熊野基地マネジャー   |
| 吉崎直  | 執行役員   | エネルギー事業部 呉支店長              |
| 谷秀和  | 執行役員   | 広島ガスメイト株式会社 取締役 常務執行役員     |
| 平野誠宏 | 執行役員   | 原料部長                       |
| 船木孝哲 | 執行役員   | 総務部長                       |

（注）1. 2020年3月31日、谷秀和氏は執行役員を退任いたしました。

2. 2020年4月1日、沖田康孝氏は常務執行役員に就任いたしました。

（注）2020年4月1日付で執行役員の担当を次のとおり変更しております。

| 氏名   | 変更後の担当                   | 変更前の担当           |
|------|--------------------------|------------------|
| 吉崎直  | エネルギー事業部<br>産業用エネルギー営業部長 | エネルギー事業部<br>呉支店長 |
| 平野誠宏 | エネルギー事業部<br>呉支店長         | 原料部長             |

（注）2020年4月1日付で次の1名が執行役員に就任しております。

| 氏名   | 地位   | 担当   |
|------|------|------|
| 三宅英之 | 執行役員 | 人事部長 |

## 2 取締役および監査役の報酬等の額

|     | 支給人数 | 報酬等の額                    |     | 支給人数 | 報酬等の額                   |
|-----|------|--------------------------|-----|------|-------------------------|
| 取締役 | 13名  | 249百万円<br>(うち社外5名 28百万円) | 監査役 | 5名   | 50百万円<br>(うち社外3名 14百万円) |

（注）上記支給額には、2019年6月25日開催の第165回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および辞任した監査役1名の報酬額を含んでおります。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 取締役 棕田 昌夫

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には12回開催中9回に出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (2) 取締役 北前 雅人

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には12回全てに出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (3) 取締役 畝川 寛

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には12回全てに出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (4) 取締役 池田 晃治

- ① 当事業年度における主な活動状況  
2019年6月25日就任後に開催された取締役会10回開催中8回に出席し、議案等につき適宜意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (5) 監査役 武井 康年

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会には12回全てに、監査役会には12回全てに出席し、適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (6) 監査役 酒見 俊夫

- ① 当事業年度における主な活動状況  
2019年6月25日就任後に開催された取締役会には10回開催中9回、監査役会には10回開催中9回に出席し、適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。
- ② 責任限定契約の内容の概要  
当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                   | 支払額   |
|-----------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額            | 36百万円 |
| 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績およびコミュニケーションの実態を評価し、監査計画における監査内容と、それに係る監査時間・要員計画、報酬見積額の相当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、託送収支計算書に関する証明業務を非監査業務として委託しております。

### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### 1 内部統制制度の構築に関する基本方針

当社グループの事業は、都市ガス、簡易ガスおよびLPGガスのベストミックスによる安定的かつ安全なエネルギー供給を含む適正なサービスの提供を使命とする極めて高い公共性と社会的責任を有しているものと考えております。

この社会的使命を遂行し、お客さま、株主、投資家、従業員等のすべてのステークホルダーの信頼に応え、継続的な企業価値の向上を図るため、当社では、下記のような内部統制制度を構築しております。

取締役会は、取締役会およびその他の経営組織が内部統制において果たすべき役割と、現在構築されている内部統制の内容を確認し、今後とも絶えざる見直しによって内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

## 2 内部統制制度における各経営組織の役割

### (1) 取締役会

取締役会は、内部統制の内容を決定し、業務執行を行う取締役および執行役員による内部統制の執行状況を監督します。内部統制の内容については、絶えざる見直しが必要であり、取締役会は、担当取締役、監査部および監査役からの報告を踏まえながら、内部統制の内容改善を必要に応じて決定します。

### (2) 代表取締役

取締役会によって決定された内部統制を遂行し、その機能を維持する責任は、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役にあります。

代表取締役は、監査部、監査役その他の取締役ないし執行役員の意見を聴取した上で、内部統制システムの改善を取締役に提案します。

### (3) 監査役会

監査役会は、取締役会による内部統制の内容決定および、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役および執行役員による内部統制の維持・遂行を監査します。

監査役会は、監査部および会計監査人から内部統制の状況について報告を受け、改善が求められる内部統制上の欠陥について代表取締役または取締役会に報告します。

## 3 会社の経営組織の構造

### (1) 執行役員制度

執行の迅速化および経営と執行との分離を図るため、2004年4月より執行役員制度を導入し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

### (2) 取締役および執行役員の任期

取締役および執行役員の任期については、各事業年度の責任を明確にするため、1年としております。

### (3) 取締役会の構成

取締役会は、審議の充実を図り、意思決定過程の健全性、透明性を高めるため、2009年6月より業務執行取締役を減員し、社外取締役の割合を高めており、業務執行取締役および執行役員で構成する経営会議で審議された事項の報告・説明を受け、意思決定を行っております。

#### (4) 監査役会の構成

監査役会は、監査の独立性を強化するため社外監査役2名を含む4名から構成されており、社長の直轄部門である監査部および会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じ協議を行い、業務執行の適法性を監査しております。

## 4 リスク管理および法令遵守のためのシステム

各種のリスクを管理し、使用人の職務執行の適法性を確保するため、以下のような体制を整備しております。

#### (1) 自然災害等に対する対応

ガス供給の安定性・安全性を阻害するような大規模な自然災害等によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に従い、災害・事故発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図ってまいります。

#### (2) 記録の管理

取締役会その他の取締役の職務の執行に係る情報については、議事録、稟議書および契約書等を、その保存媒体に応じ規程等に則り、十分な注意をもって保存・管理しております。

#### (3) 情報システムのセキュリティ確保

情報漏洩等によるリスクに対しては、「情報セキュリティポリシー」に従って、情報セキュリティ委員会を中心とした体制を構築し、個人情報の取り扱いに関する社内啓蒙活動をはじめ、情報漏洩事故の発生防止に努めるとともに、発生時における情報開示等のあり方についても規程化し、機動的な対応を図ってまいります。

#### (4) コンプライアンス（法令遵守）体制

定期的にコンプライアンス教育および意識調査を実施することにより、役職員にコンプライアンス意識を根付かせ、法令違反を許さない企業風土を醸成しております。

また、2004年4月に、社長および2名の社外弁護士からなる「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス施策の決定ならびに制度の運用状況の把握と是正策について協議する体制を整備するとともに、当社グループの社員が、直接、企業倫理委員会の委員等に相談・報告することができる「社員相談報告制度」を導入し、自浄機能の強化を図っております。

なお、本制度発足に先立ち作成された「広島ガスグループ社員行動指針」を2009年9月に見直すとともに、「コンプライアンスカード」を配布するなど、社員の意識の啓蒙に努めております。

#### (5) 財務報告の適正確保

経理規程その他の社内規程を整備し、会計基準その他関連諸法令の遵守を徹底するとともに、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めることにより、その適正を確保しております。

## (6) 企業グループの業務の適正確保

グループ各社の業務遂行については、業務遂行の基準となる規程の整備等を通じて、リスクを未然に防止するとともに、主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握しております。また、グループ各社への監督機能を強化するため、2009年5月に内部統制推進部（2016年4月に総務部に機能を移管）を設置するとともに、主要な事項については、同年9月に設置された「グループマネジメント委員会」において事前審議を行い、その結果について報告を受けております。さらに、グループ各社に対し、監査役および監査部による定期的な業務監査ならびに会計監査人による財務状況に関する監査を実施し、重要情報の報告を受け、これらの情報を通じて取締役会は、当社グループの経営方針の審議・策定を行っております。

## 5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の事業年度における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役会

取締役会については計12回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要案件を審議、決定するとともに、内部統制の執行状況について監督しております。

### (2) 監査役会

監査役会については計12回開催し、監査部および会計監査人から取締役の業務の執行状況および内部統制の状況について報告を受けております。

### (3) 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、情報漏洩等によるリスクに対し、「情報セキュリティポリシー」に従って対応しております。

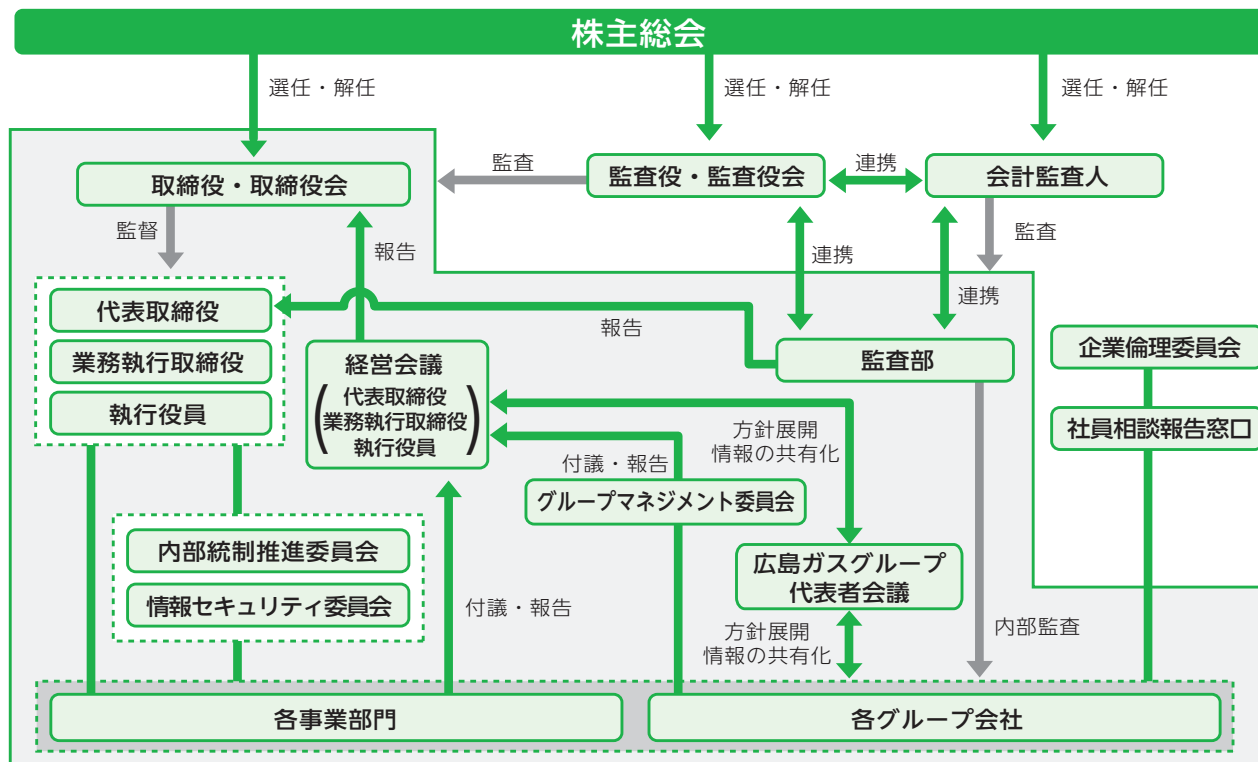
### (4) コンプライアンス（法令遵守）体制

内部統制推進委員会または小委員会を原則として毎月1回開催し、各部門で実施しているリスク管理およびコンプライアンス施策の進捗状況を管理しております。また、企業倫理委員会を原則として年1回開催し、「社員相談報告制度」の運用状況の把握と是正策を審議するとともに、コンプライアンスに関する活動計画および活動報告について助言および評価を行っております。

### (5) 財務報告の適正確保

当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、監査部が当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、代表取締役の有効である旨の報告を行っております。

●コーポレート・ガバナンス体制【概略図】



## VI 株式会社の支配に関する基本方針

### 1 基本方針の内容の概要

当社は、株主に関する基本的あり方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えております。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品およびサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となります。また、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考えます。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、全てのステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになります。

株式の大規模買付行為の中には、その目的等からして企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまに対して当該買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このように当社株式の大規模買付行為を行う者が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### 2 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、2018年10月に「広島ガスグループ2030年ビジョン」を策定し、当社グループの将来に向けた方向性と、そこに至る道筋を示しました。

2020年度中期経営計画では、エネルギー市場自由化等の環境変化を好機と捉え、エネルギー基本計画を踏まえたグループ戦略を推進するとともに、当社グループ経営に共感していただける感動を追求・発信することで、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

本中期経営計画を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、企業価値の更なる向上に努め、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存です。

株主の皆さまへの利益還元方針は以下のとおりです。

### 株主の皆さまへの利益還元方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、株主の皆さまに対する利益還元を重要な政策と位置付け、安定配当を継続してまいりました。今後とも、徹底した経営効率化と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状態、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に合わせた配当を実施してまいります。

配当の実施にあたりましては、安定的・継続的に配当を行う基本方針のもと、短期的な利益変動要因を除き、連結配当性向30%以上をめざすことにより株主の皆さまに還元していく所存です。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令が許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

### 4 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記2および3の取組みは、上記1の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

以 上

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |         |
|-------------------|---------|
| 固 定 資 産           | 77,413  |
| 有 形 固 定 資 産       | 62,404  |
| 製 造 設 備           | 15,238  |
| 供 給 設 備           | 31,408  |
| 業 務 設 備           | 3,925   |
| そ の 他 の 設 備       | 7,918   |
| 建 設 仮 勘 定         | 3,913   |
| 無 形 固 定 資 産       | 773     |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 14,235  |
| 投 資 有 価 証 券       | 7,424   |
| 長 期 貸 付 金         | 3       |
| 繰 延 税 金 資 産       | 1,952   |
| そ の 他 投 資         | 4,920   |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 64    |
| 流 動 資 産           | 29,726  |
| 現 金 及 び 預 金       | 14,158  |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 6,906   |
| 商 品 及 び 製 品       | 782     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 5,463   |
| そ の 他 流 動 資 産     | 2,439   |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 24    |
| 資 産 合 計           | 107,139 |

| 負 債 の 部        |         |
|----------------|---------|
| 固 定 負 債        | 33,108  |
| 社 債            | 18,000  |
| 長 期 借 入 金      | 11,291  |
| 役員退職慰労引当金      | 307     |
| ガスホルダー修繕引当金    | 345     |
| 保 安 対 策 引 当 金  | 640     |
| 器 具 保 証 引 当 金  | 290     |
| 退職給付に係る負債      | 1,848   |
| 資 産 除 去 債 務    | 117     |
| そ の 他 固 定 負 債  | 265     |
| 流 動 負 債        | 21,894  |
| 1年以内に期限到来の固定負債 | 6,152   |
| 支払手形及び買掛金      | 5,511   |
| 未 払 法 人 税 等    | 674     |
| コマーシャル・ペーパー    | 3,000   |
| そ の 他 流 動 負 債  | 6,555   |
| 負 債 合 計        | 55,003  |
| 純 資 産 の 部      |         |
| 株 主 資 本        | 49,394  |
| 資 本 金          | 5,181   |
| 資 本 剰 余 金      | 1,149   |
| 利 益 剰 余 金      | 43,104  |
| 自 己 株 式        | △ 41    |
| その他の包括利益累計額    | △ 119   |
| その他有価証券評価差額金   | 1,392   |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益  | △ 704   |
| 退職給付に係る調整累計額   | △ 807   |
| 非 支 配 株 主 持 分  | 2,862   |
| 純 資 産 合 計      | 52,136  |
| 負 債 純 資 産 合 計  | 107,139 |

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 費用              |          |
|-----------------|----------|
| 売上原価            | 54,257   |
| (売上総利益)         | (28,010) |
| 供給販売費           | 19,718   |
| 一般管理費           | 5,321    |
| (営業利益)          | (2,971)  |
| 営業外費用           | 225      |
| 支払利息            | 171      |
| 雑支出             | 53       |
| (経常利益)          | (3,454)  |
| 特別損失            | 66       |
| 投資有価証券評価損       | 66       |
| (税金等調整前当期純利益)   | (3,388)  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 929      |
| 法人税等調整額         | 120      |
| (当期純利益)         | (2,338)  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 185      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,153    |
| 合計              | 82,977   |

| 収益         |        |
|------------|--------|
| 売上高        | 82,268 |
| 営業外収益      | 709    |
| 受取利息       | 2      |
| 受取配当金      | 161    |
| 持分法による投資利益 | 68     |
| C N G 販売収益 | 142    |
| 雑収入        | 333    |
| 合計         | 82,977 |

# 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |  |        |  |
|-------------------|--|--------|--|
| 固 定 資 産           |  | 65,176 |  |
| 有 形 固 定 資 産       |  | 52,254 |  |
| 製 造 設 備           |  | 15,152 |  |
| 供 給 設 備           |  | 28,507 |  |
| 業 務 設 備           |  | 4,098  |  |
| 附 帯 事 業 設 備       |  | 967    |  |
| 建 設 仮 勘 定         |  | 3,528  |  |
| 無 形 固 定 資 産       |  | 644    |  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   |  | 12,277 |  |
| 投 資 有 価 証 券       |  | 4,672  |  |
| 関 係 会 社 投 資 金     |  | 1,013  |  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 |  | 1,792  |  |
| 長 期 前 払 費 用       |  | 3,768  |  |
| 繰 延 税 金 資 産       |  | 978    |  |
| そ の 他 投 資 金       |  | 78     |  |
| 貸 倒 引 当 金         |  | △ 25   |  |
| 流 動 資 産           |  | 21,885 |  |
| 現 金 及 び 預 金       |  | 8,901  |  |
| 受 取 手 形 金         |  | 39     |  |
| 売 掛 金             |  | 5,068  |  |
| 関 係 会 社 売 掛 金     |  | 479    |  |
| 未 収 入 金           |  | 25     |  |
| 製 品               |  | 34     |  |
| 原 貯 蔵 品           |  | 4,822  |  |
| 前 払 費 用           |  | 443    |  |
| 関 係 会 社 短 期 債 権   |  | 62     |  |
| そ の 他 流 動 資 産     |  | 950    |  |
| 貸 倒 引 当 金         |  | 1,094  |  |
|                   |  | △ 37   |  |
| 資 産 合 計           |  | 87,062 |  |

| 負 債 の 部                 |        |
|-------------------------|--------|
| 固 定 負 債                 | 31,083 |
| 社 債                     | 18,000 |
| 長 期 借 入 金               | 10,803 |
| 退 職 給 付 引 当 金           | 757    |
| ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金   | 345    |
| 保 安 対 策 引 当 金           | 640    |
| 器 具 保 証 引 当 金           | 290    |
| そ の 他 固 定 負 債           | 244    |
| 流 動 負 債                 | 21,304 |
| 1年以内に期限到来の固定負債          | 5,753  |
| 買 掛 金                   | 2,530  |
| 未 払 金                   | 1,405  |
| 未 払 費 用                 | 1,632  |
| 未 払 法 人 税 等             | 410    |
| 前 受 金                   | 155    |
| 預 り 金                   | 515    |
| 関 係 会 社 短 期 債 務         | 4,829  |
| コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー   | 3,000  |
| そ の 他 流 動 負 債           | 1,072  |
| 負 債 合 計                 | 52,387 |
| 純 資 産 の 部               |        |
| 株 主 資 本                 | 34,282 |
| 資 本 金                   | 5,181  |
| 資 本 剰 余 金               | 1,141  |
| 資 本 準 備 金               | 871    |
| そ の 他 資 本 剰 余 金         | 269    |
| 利 益 剰 余 金               | 28,001 |
| 利 益 準 備 金               | 729    |
| そ の 他 利 益 剰 余 金         | 27,271 |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 9      |
| 別 途 積 立 金               | 12,010 |
| 繰 越 利 益 剰 余 金           | 15,251 |
| 自 己 株 式                 | △ 41   |
| 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 391    |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,096  |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △ 704  |
| 純 資 産 合 計               | 34,674 |
| 負 債 純 資 産 合 計           | 87,062 |

# 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 費用         |          |
|------------|----------|
| 売上原価       | 37,424   |
| 期首たな卸高     | 33       |
| 当期製品製造原価   | 38,191   |
| 当期製品自家使用高  | 765      |
| 期末たな卸高     | 34       |
| (売上総利益)    | (19,206) |
| 供給販売費      | 15,024   |
| 一般管理費      | 4,005    |
| (事業利益)     | (175)    |
| 営業雑費用      | 4,050    |
| 受注工事費用     | 1,432    |
| その他営業雑費用   | 2,618    |
| 附帯事業費用     | 2,062    |
| (営業利益)     | (789)    |
| 営業外費用      | 164      |
| 支払利息       | 72       |
| 社債利息       | 78       |
| 雑支出        | 12       |
| (経常利益)     | (2,435)  |
| 特別損失       | 18       |
| 投資有価証券評価損  | 18       |
| (税引前当期純利益) | (2,416)  |
| 法人税等       | 496      |
| 法人税等調整額    | 107      |
| 当期純利益      | 1,813    |
| 合計         | 65,168   |

| 収益        |        |
|-----------|--------|
| ガス事業売上高   | 56,631 |
| ガス売上      | 56,631 |
| 営業雑収益     | 4,403  |
| 受注工事収益    | 1,363  |
| その他営業雑収益  | 3,039  |
| 附帯事業収益    | 2,324  |
| 営業外収益     | 1,809  |
| 受取利息      | 26     |
| 有価証券利息    | 0      |
| 受取配当金     | 137    |
| 関係会社受取配当金 | 723    |
| 受取賃貸料     | 194    |
| 雑収入       | 727    |
| 合計        | 65,168 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

広島ガス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大江 友樹 ㊞

公認会計士 森島 拓也 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島ガス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

広島ガス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 大江 友樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森島 拓也 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島ガス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

広島ガス株式会社 監査役会  
常勤監査役 高 崎 知 晃 ㊟  
常勤監査役 沖 本 憲 一 ㊟  
社外監査役 武 井 康 年 ㊟  
社外監査役 酒 見 俊 夫 ㊟

以 上

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図



日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時〔受付開始／午前9時15分〕

場所

広島市中区南竹屋町1番30号  
当社ガストピアセンター 6階会議場

- ※ 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。  
※ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内



### 広電バス

- ≫ 7号線〈紙屋町～仁保車庫・向洋新町〉  
「昭和町」下車 徒歩1分
- ≫ 10号線〈己斐（西広島）～大学病院・旭町〉  
「竹屋町」下車 徒歩3分
- ≫ 12号線〈東浄小学校～仁保沖町〉  
「南竹屋町」下車 徒歩1分



### 広島バス

- ≫ 23号線〈横川駅～大学病院〉  
「竹屋町」下車 徒歩3分
- ≫ 26号線〈広島駅～旭町～広島駅〉  
「竹屋町」下車 徒歩3分



### 広電路面電車

- ≫ 5号線〈広島駅～比治山下～広島港〉  
「南区役所前」下車 徒歩7分

お願い

お車でのご来場はご遠慮願います。



このまち思いエネルギー。

広島ガス

広島市南区皆実町二丁目7番1号  
<https://www.hiroshima-gas.co.jp/>

